

熊本県立大学における研究活動上の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県立大学における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（以下「不正行為規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、熊本県立大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）に関する通報及び調査等に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、不正行為規程で使用する用語の例による。

第2章 通報の受付

(通報窓口の設置)

第3条 通報窓口は、学術情報メディアセンターに置く。

2 通報窓口の責任者は、学術情報メディアセンター事務長とする。

(通報等の取扱)

第4条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

3 悪意（被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、通報は原則として、顕名により、不正行為を行ったとする者又はグループ等の氏名若しくは名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

4 匿名による通報及び通報の意思を明示しない相談については、その内容に信憑性が認められるときは、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。

5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名若しくは名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り。）は、前項に準じて取り扱うことができる。

6 最高管理責任者は、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合には、通報窓口への通報がなくても、予備調査の開始を指示することができる。

(通報等への対応)

第5条 通報窓口の責任者は、通報を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。

2 通報窓口の責任者は、通報が郵便による場合など当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に対し受け付けた旨を通知するものとする。

3 最高管理責任者は、通報又は相談が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等の内容で、当該内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者等に警告を行うことができる。

第3章 関係者の責務等

(責務)

第6条 この規程に定める手続きに関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(2) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。

(3) 自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(4) 業務の遂行に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(5) 通報者及び被通報者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しな

なければならない。

2 最高管理責任者は、通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、調査中であっても、通報者及び被通報者の了解を得て、当該事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

(通報者及び被通報者の保護)

第8条 最高管理責任者は、通報したことのみを理由に、当該通報者に対して不利益な取扱を行ってはならず、また、通報されたことのみを理由に、当該被通報者に対して不利益な取扱を行ってはならない。

(調査への協力)

第9条 被告発者等の調査対象となる者は、事実の究明に協力するものとし、いかなる理由があっても虚偽の申告をしてはならない。

第4章 事案の調査

(予備調査委員会の設置)

第10条 最高管理責任者は、第4条に基づく通報があった場合又はその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、その都度予備調査委員会を組織し、予備調査を実施するよう速やかに指示するとともに、理事長に報告するものとする。

(予備調査の実施)

第11条 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

2 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置を取ることができる。

3 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行うものとする。

4 通報が行われる前に取り下げられた論文等に対する通報に関して予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

5 予備調査委員会は、通報の受付から起算して30日以内に、予備調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

6 最高管理責任者は、予備調査の結果を理事長に報告するものとする。

(本調査の決定等)

第12条 最高管理責任者は、前条第5項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に、本調査を行うべきか否かを判断するとともに、本調査の要否を研究費の配分機関及び関係省庁(以下「配分機関等」という。)に報告するとともに、理事長に報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対してその旨を通知し、本調査への協力を求めるとともに、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該機関にも通知するものとする。

3 最高管理責任者は、前項の決定を行ったときは、調査方針、調査対象、調査方法等について、調査対象案件に係る配分機関等に報告・協議しなければならない。

4 最高管理責任者は、本調査の実施をしないことを決定したときは、理由を付して通報者に通知するものとする。この場合、配分機関等及び通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。

(規範委員会の設置)

第13条 最高管理責任者は、前条第2項の決定をした場合は、別に定める熊本県立大学研究行動規範委員会(以下「規範委員会」という。)を設置して、当該決定の日から30日以内に本調査を開始するよう指示するものとする。

2 最高管理責任者は、前項により規範委員会を設置したときは、通報者及び被通報者に対し、規範委員会の委員の氏名及び所属を通知するものとする。

(異議申立て)

第14条 通報者及び被通報者は、前条第2項の通知を受けた日から7日以内に、規範委員会の構成に関して異議を申し立てることができる。

2 最高管理責任者は、前項の異議があったときは、規範委員会に対し、速やかに異議の内容について審査を行わせ、その結果について報告を受けるものとする。

3 最高管理責任者は、異議申立ての内容を妥当と判断した場合は、異議申立てに係る規範委員会の委員長又は委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者にその旨を通知するものとする。

4 最高管理責任者は、異議申立ての内容を不当と判断した場合は、通報者及び被通報者にその旨を通知するものとする。

(本調査の実施)

第15条 規範委員会は、次の各号に掲げる調査を行うものとし、必要に応じて、関連する他の研究も対象とすることができる。

- (1) 被通報者、通報者等関係者からの事情聴取
- (2) 当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査
- (3) 再現性の確認
- (4) 研究費の支出に係る書類の収集及び分析
- (5) 研究費の支出の相手方からの事情聴取
- (6) 研究費の使用ルールとの整合性の調査
- (7) 通報の際に提示された合理的根拠の正当性の調査
- (8) その他必要と認められる事項の調査

2 規範委員会は、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

3 規範委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、規範委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

(証拠の保全)

第16条 規範委員会は、証拠となる資料及びその他関係書類を保全するため、必要な措置を取ることができる。

2 通報された事案に係る研究活動が本学以外の機関で行われた場合は、規範委員会は、当該機関に対して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を行うよう要請を行うものとする。

3 規範委員会は、前2項の措置を行うことが必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(調査における情報保護)

第17条 規範委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正疑惑への説明責任)

第18条 被通報者は、規範委員会の調査に対して通報内容を否認する場合には、自己の責任により当該研究の方法及び手続の適正性並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

第5章 不正行為等の認定

(認定)

第19条 規範委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為が行われたと認定された場合にはその内容及び悪質性、不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究費に係る不正使用の相当額、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項に関して認定を行うものとする。

2 規範委員会は、不正行為が行われなかったと認定された場合において、通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第20条 規範委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。ただし、被通報者による自認のみを唯一の証拠として、不正行為を認定してはならない。

2 規範委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。

3 被通報者が当該研究に係る論文や実験に基づくデータ等の不存在など、存在すべき基本的要素の不足により不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(調査結果の報告)

第21条 規範委員会は、規範委員会設置の日から150日以内又は通報の受付から210日以内のいずれか早い日までに、第19条の認定に基づく調査結果並びに不正発生要因、不正行為に関与した者が関わった他の研究費における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等の関連資料をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、最高管理責任者に報告を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規範委員会は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、当該事実について速やかに認定を行い、最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告があった場合は、速やかに研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）に報告するものとする。

（調査の結果通知及び報告）

第22条 最高管理責任者は、前条第1項の報告を受けたときは、通報者、被通報者その他不正行為に関与したと認定された者に対し、速やかに調査結果を通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果を理事長に報告するものとする。
- 3 不正行為を行ったと認定された被通報者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前条第1項の報告があった場合は、配分機関に対し通報の受付から210日以内に調査報告書を提出するものとする。なお、当該期間までに調査結果がまとまらない場合は、調査の進捗状況及び中間報告を配分機関等に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を行うことができる。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

（不服申立て）

第23条 不正行為を行ったと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けた日から10日以内に、規範委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 悪意に基づく通報を行ったと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は規範委員会が行うものとし、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、最高管理責任者は委員の交代若しくは追加、又は規範委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、規範委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 規範委員会は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告を行い、最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。なお、当該不服申立てが調査の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断された場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 5 規範委員会は、再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告を行い、最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあった場合は通報者に対して、通報者から不服申立てがあった場合は被通報者に対して通知するとともに、配分機関等に報告する。この場合において、前2項の決定があった場合も同様とする。

（再調査）

第24条 規範委員会は、前条第5項により再調査を行う旨を決定した場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることができる。

- 2 前項による不服申立人からの協力が得られない場合には、規範委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることを決定できる。この場合、規範委員会は、最高管理責任者に報告を行い、最高管理責任者は、不服申立人に対し、当該決定を通知するものとする。
- 3 規範委員会は、再調査を開始した場合には、開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、前2項の報告を受けた場合には、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者その他不正行為に関与したと認定された者に通知し、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の通知を行った場合は、配分機関等に報告を行うものとする。

（調査結果の公表）

第25条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査結果の公表時までにを行った措置の内容
- (4) 規範委員会委員の氏名、所属及び職名

- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 不正行為が行われなかったと認定された場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為が行われなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと及び第1項第4号から第6号の事項とする。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたと認定された場合の公表においては、第1項を準用するものとする。

第6章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第26条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから規範委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して研究費の一時的な支出停止等必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等から、被通報者に係る研究費の支出停止等を命じられた場合には、適切な措置を講じるものとする。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第27条 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部に関して使用上の責任を負う者として認定された者が本学に所属する場合には、公立大学法人熊本県立大学職員就業規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則等関係規程に基づく処分のほか、次の各号に掲げる措置を取ることができる。

- (1) 教育研究活動の停止
- (2) 研究費の使用停止、返還
- (3) 当該論文等の取下げ、停止等の勧告
- (4) その他不正行為の排除のために必要な措置

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第28条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、研究費の支出停止等研究活動の制限及び証拠保全の措置を解除するとともに、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を取るものとする。

- 2 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された場合で、通報者が本学に所属するときは、前条の例にならい、関係規程に基づく処分等必要な措置を取ることができる。

(配分機関等への調査協力)

第29条 配分機関及び文部科学省から研究活動上の必要な調査等の要請があった場合は、協力するものとする。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、不正行為に係る対応に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則 (平成28年4月1日熊県大規程第5号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日熊県大規程第2号)

この規程は、平成29年8月25日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日熊県大規程第35号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日熊県大規程第6号)

この規程は、令和3年3月15日から施行する。